



茨城県報

第 494 号

令和 6 年 (2024年) 3 月 21 日

木 曜 日

目 次

規 則	ページ
●茨城県青少年の健全育成等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (青少年家庭課)	2
(公 安 委 員 会)	
●交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則	2
告 示	
●土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定 (資源循環推進課)	2
●指定居宅サービス事業者の指定の更新 (長寿福祉課)	5
●指定介護老人福祉施設の指定の更新 (長寿福祉課)	8
●介護老人保健施設の許可の更新 (長寿福祉課)	8
●指定介護予防サービス事業者の指定の更新 (長寿福祉課)	9
●大規模小売店舗の変更の届出 (中小企業課)	11
●大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (中小企業課)	12
●令和 6 年度普通職業訓練普通課程 (離職者等再就職訓練) に係る訓練科、訓練生の定員及び訓練期間 等 (産業人材育成課)	13
●家畜伝染病予防法に基づく検査の命令 (畜産課)	13
●豚熱の予防注射の実施 (畜産課)	19
●茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正 (農業経営課)	20
●くろまぐろ、すけとうだら太平洋系群及びするめいかに関する令和 6 管理年度における知事管理漁獲 量の設定 (漁政課)	20
●道路の区域の変更 (3 件) (道路維持課)	21
●道路の供用の開始 (4 件) (道路維持課)	22
●茨城県港湾施設管理条例に基づく大洗海浜公園の駐車場の利用料金を徴収する期間及び時間 (港湾課)	23
●事業計画の変更の認可 (下水道課)	24
公 告	
●落札者等の公示 (2 件) (管財課)	24
●基本測量の終了 (用地課)	25
●都市計画事業の施行者の名称等 (道路建設課)	26
●開発行為の工事完了 (2 件) (建築指導課)	26
規 程	
(茨 城 海 区 漁 業 調 整 委 員 会)	
●茨城海区漁業調整委員会事務局規程の一部を改正する規程	27

飼養されている豚及びいのしし

(4) 実施の期日

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間において所轄家畜保健衛生所長が指定する日

(5) 注射の方法

皮下又は筋肉内注射

茨城県告示第277号

茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和52年茨城県告示第405号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 21 日

茨城県知事 大井川 和彦

別表 1 中「0.40%」を「0.50%」に改める。

付 則

- この告示は、公布の日から施行する。
- この告示による改正後の茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、令和 6 年 3 月 18 日以後になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給について適用し、同日前になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給については、なお従前の例による。

茨城県告示第278号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、くろまぐろ、すけとうだら太平洋系群及びするめいかに関する令和 6 管理年度における同項に掲げる数量を令和 6 年 3 月 7 日付けで次のように定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 6 年 3 月 21 日

茨城県知事 大井川 和彦

令和 6 管理年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間をいう。）における漁業法第16条第 1 項に掲げる数量

第 1 くろまぐろ（小型魚）

- 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた量
23.9トン
- 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
平潟くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	3.235トン
大津くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	4.238トン
川尻くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	2.477トン
久慈町くろまぐろ（小型魚）定置漁業	0.934トン
久慈町くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	1.499トン
久慈浜丸小くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	1.143トン
磯崎くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	1.480トン

知事管理区分	配分数量
那珂湊くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業	1.718トン
大洗町くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業	0.502トン
鹿島灘くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業	0.500トン
はさきくろまぐろ (小型魚) 漁船漁業	4.980トン
その他くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業	ートン

第 2 くろまぐろ (大型魚)

- 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた量
6.2トン
- 知事管理区分に配分する数量
茨城県くろまぐろ (大型魚) 漁業に全量を配分する。

第 3 すけとうだら太平洋系群

- 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた量
現行水準
- 知事管理区分に配分する数量 目安数量10トン未満
茨城県すけとうだら漁業に全量を配分する。

第 4 するめいか

- 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた量
現行水準
- 知事管理区分に配分する数量 目安数量50トン未満
茨城県するめいか漁業に全量を配分する。

茨城県告示第279号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、令和 6 年 3 月 21 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
令和 6 年 3 月 21 日

茨城県知事 大井川 和 彦

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 谷田部藤代線
- 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
つくば市上岩崎字狐塚1847番21地先から	旧	メートル	メートル	20
		最大 7.6 最小 7.2		
つくば市上岩崎字狐塚1847番19地先まで	新	最大 9.1 最小 8.5	20	現道拡幅

茨城県告示第280号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。